

東住吉区役所発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く）

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額（円）税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	市民活動団体等の公益活動の連携・協働の促進等による地域コミュニティづくり事業	事務事業関係業務	財団法人 大阪市コミュニティ協会	6,740,582円	平成24年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
2	平成24年度近鉄針中野駅周辺における自転車利用適正化促進業務委託	事務事業関係業務	総合調査設計株式会社	11,308,500円	平成24年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	企画競争（プロポーザル）方式
3	東住吉区コミュニティ育成事業	事務事業関係業務	財団法人 大阪市コミュニティ協会	10,805,000円	平成24年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	企画競争（プロポーザル）方式
4	平成24年度「地域防災力向上支援」事業委託業務	事務事業関係業務	日本セイフティー株式会社大阪支店	2,110,500円	平成24年4月13日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	企画競争（コンペ）方式
5	平成24年度東住吉区人権啓発推進事業	事務事業関係業務	一般社団法人 大阪市東住吉矢田人権協会	1,350,000円	平成25年1月4日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	企画競争（コンペ）方式

随意契約理由書

1 案件名称

市民活動団体等の公益活動の連携・協働の促進等による地域コミュニティづくり事業

2 契約の相手方

(財)大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

大阪市において、区レベルの地域団体を中心とした各種団体は、様々な公益的な活動を行っており、これらの活動は区における地域コミュニティの醸成に大きく寄与している。

東住吉区においても、多様な市民活動団体間の連携を図り、団体の公益的な活動の活性化を促進するため、団体間の連絡調整会議の開催をはじめ、団体の課題解決に向けた相談窓口の開設、組織運営にかかる様々な支援等を行うこととして、市民活動団体等の公益活動の連携・協働の促進等による地域コミュニティづくり事業を財団法人大阪市コミュニティ協会に委託し実施してきた。

同協会は地域振興会をはじめ各区内の各種地域活動団体の代表者を構成員として区民や区内住民組織などからの寄付を基本財産に設立された財団法人であり、東住吉区においても地域コミュニティの拠点施設である東住吉会館の管理運営業務を代行実施し、区民まつりをはじめ、文化・体育等行事などの各種コミュニティ育成事業に取り組み、団体間のネットワークを構築してきた。

今後も、同協会は地域活動の担い手の発掘や育成などの地域活動支援や様々な組織間の橋渡し役として、本事業を効率的・効果的に遂行できる唯一の法人と認められるため、特名随意契約による委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所市民協働課(電話番号 06-4399-9734)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 24 年度近鉄針中野駅周辺における自転車利用適正化促進業務委託

2 契約の相手方

総合調査設計株式会社

3 随意契約理由

近鉄針中野駅周辺の放置自転車の状況は、季節や曜日、時間帯によって刻々と変化することから、きめ細かい対応が必要であり、また、人的な対応も不可欠なため、現地に啓発指導員を配置することとした。また、この人員配置をするメリットを生かして、受託者には日々の業務で得られた現地の実態に応じて、主体的に業務内容・啓発内容を検討させるため、業務実施計画案の提出から協議までを業務の範囲とした。

さらに、市民協働の観点から、近鉄針中野駅周辺環境美化推進協議会や周辺施設等ともコミュニケーションを図り、周辺の住人や店舗などと協力して取り組むための枠組みや事業の企画実施をさせることとした。

かえて、利用者意識調査と放置自転車の実態調査を合わせて委託することで、調査の分析内容を整理啓発業務へ速やかに反映し、業務の改善を促すことで、本事業の点検・評価にも資することとした。

これらの業務内容から、受託者には主体的に実施計画案や企画を提案し実行する能力、各種調査を正確に実行し取りまとめる能力が必要であり、民間事業者のノウハウによる一層の効果の向上が期待できるものとして、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により業者選定を行った。

総合調査設計株式会社は、本事業において、総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区役所市民協働課（電話番号 06-4399-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区コミュニティ育成事業

2 契約の相手方

(財)大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業を円滑かつ効果的に実施するためには、地域住民が自主的、主体的に取り組むことが肝要であり、日常的なコミュニケーションのもと、地域の実情・実態を踏まえて事業企画や利用調整、管理運営を適正かつ一体的に行うことが必要である。こうした観点から、受託事業者が持つ地域コミュニティ育成に関するノウハウや、地域活動団体に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により業者選定を行った。

財団法人大阪市コミュニティ協会は、本事業において、総合的に優れた提案を行ったため、同協会と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所市民協働課（電話番号 06-4399-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 24 年度「地域防災力向上支援」事業委託業務

2 契約の相手方

日本セイフティー株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

本市においては、危機管理室を中心に、地震や台風等により大規模災害が発生した際の被害を最小限にとどめるための取り組みが、全市的にも進められているが、大規模災害が実際に発生した際の避難、救助等の初動においては発生の時間帯や被害の内容等について様々な状況が想定され、地域の皆さんに自発的に適切な行動をとっていただくことが大切になる。

当区においては、非常災害時に区内の各地域で統率のとれた避難や救助の活動が行われるよう、独自の取り組みとして平成 20 年度から「災害時における要援護者避難誘導ネットワーク創造事業」、平成 21 年度から「収容避難所開設・運営体制の確立事業」を実施し、順次連合ごとに災害対策に対する知識を普及し地域での活動体制づくりを進めているところである。

当該業務については、地域特性・課題を踏まえた、地域防災力の向上についての豊富なノウハウ、地域における良好な連携関係の構築についての効果的な企画力、事業全体の実行力などを総合的に勘案する必要があるので、選定には企画提案コンペにより業者選定を行った。

日本セイフティー株式会社大阪支店は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区役所市民協働課（電話番号 06-4399-9909）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 24 年度東住吉区人権啓発推進事業

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市東住吉矢田人権協会

3 随意契約理由

本事業は、人権が尊重されるまちづくりを推進するため、コンサート・演劇等及び講演会を通じて区民に対し、人権について考える機会を提供し、市民一人ひとりの人権意識の普及・高揚をはかることを目的とする。

本業務は、人権啓発に関する知識と経験、専門性並びに、啓発効果の向上が必要なことから、公募型企画コンペ方式により請負業者の選定を行った。

一般社団法人大阪市東住吉矢田人権協会は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区役所未来戦略課（電話番号 06-4399-9970）